

# 介護保険

手助けしてもらいながら自分らしく生活したい

## 上手にサービスを利用しましょう

介護や支援が必要になったとき、介護保険サービスのほか、民間も含めて様々なサービスがあります。うまく組み合わせていつまでも住み慣れた家や、地域で暮らしていきましょう。まずは、地域包括支援センターに相談しましょう。

### 介護保険で利用できるサービス

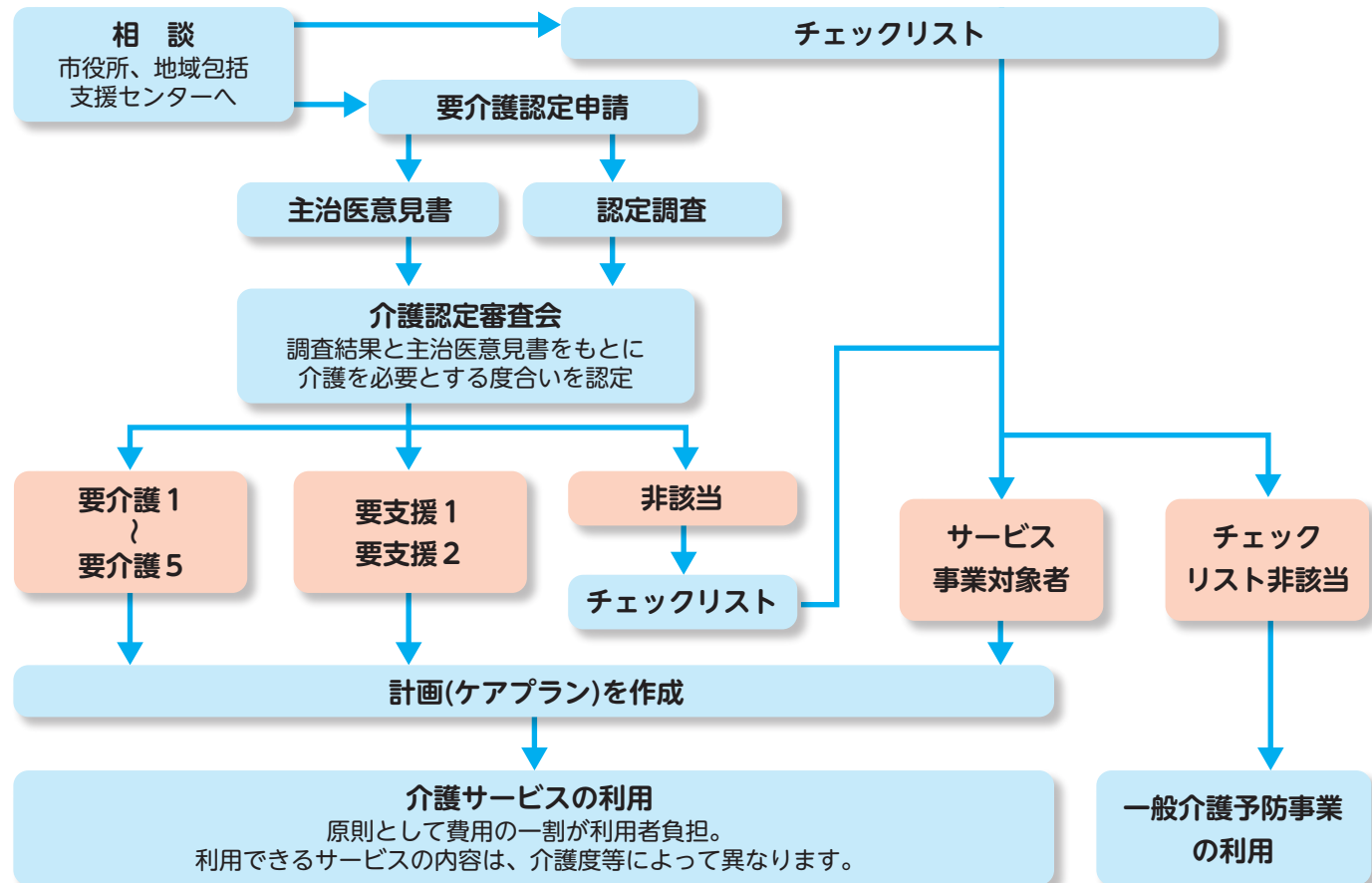
- デイサービス デイケア（通所）
- ヘルパー（訪問）
- 訪問看護
- グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護（通所・訪問・泊まり）
- 福祉用具・住宅改修
- 介護保険施設
- ショートステイ（泊まり）

### 介護保険外サービスの例

- お弁当の配食サービス
- 地域のお茶の間
- 買い物や外出の同行
- 掃除や洗濯などの家事や庭木の手入れ
- 近所の人の声かけ
- 受診の付添い
- 有料老人ホーム等
- 緊急通報装置
- 買い物した品物の配達や宅配

### 介護認定と介護保険サービス利用の流れ

介護保険サービスを利用するには、認定を受ける必要があります。（詳細は、別冊子の介護保険サービス利用ガイドブックを参照）



# 権利

少しずつ状態が進行してきても、権利を守ります。

## お金の管理や様々な手続きがおぼつかなくなってきたとき利用できる制度

### 日常生活自立支援事業

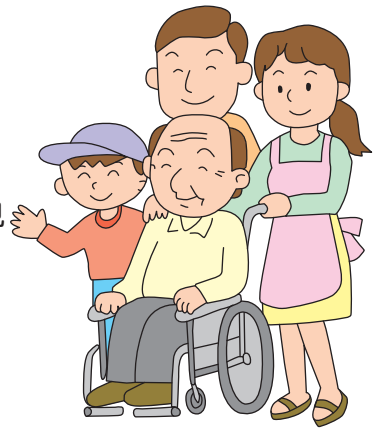
認知症などによって、年金の受取りや医療費の支払い、福祉サービスの利用の手続き、通帳や印鑑の預かりなどを自分一人の判断で行うのに不安のある方を援助します。⇒ 問合せは社会福祉協議会(電話 33-8511)

### 成年後見制度（法定後見制度）

認知症や知的障がいなどの理由で判断力が不十分な方に対して、財産の管理や介護や施設入所契約、医療契約などについて、本人または配偶者・四親等内の親族などの申立てによって適任と認める人を本人の支援者に選任します。⇒ 相談は(公社)成年後見センター・リーガルサポート(電話 025-244-5141)、地域包括支援センター

### 任意後見制度

今は問題がなくても、将来の判断力の低下に備えて、自分の生活、療養看護、お金の管理など支援してもらいたい内容について、あらかじめ自分が選んだ任意後見人と契約しておく制度です。⇒ 相談は(公社)成年後見センター・リーガルサポート(電話 025-244-5141)、地域包括支援センター



### 成年後見制度利用支援事業

親族による申立てが不可能な方に対して、市長による申立てや申立費用の助成、成年後見人等への報酬の助成を行います。⇒ 問合せは高齢介護課

## 特殊詐欺など、消費者被害に関する相談

商品の購入・サービス利用に伴うトラブルや悪質商法の被害で困ったときや、苦情相談、消費生活に関する疑問・相談をお寄せください。⇒ 相談は新潟県消費生活センター(電話 025-285-4196)、三条市市民なんでも相談室(電話 34-5553直通)



## 高齢者の行方がわからなくなったときの相談

外に出たまま行方がわからなくなったときは、まず警察に届け出てください。⇒ 三条警察署(電話 33-0110)

### 認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業

認知症により一人歩き(徘徊)をするおそれのある方が行方不明になった際に早期発見、事故の未然防止のため、個人を特定する番号をつけた靴ステッカーを無料で配布します。(黄色の蛍光色です。) ⇒ 問合せは高齢介護課  
身元がわかるものを身につけておいたり、GPS機能付き携帯電話などで居場所がわかるようにしておいたりすると、いざというときに備えられます。

